

河合町

# 議会だより

NO.14

2025(令和7)年  
11月1日発行



今月の表紙 ●●●●

馬見丘陵公園 秋空が素敵

【撮影】

ペンネーム だいどこどん

## 目次

本会議の一般質問	2~7
決算審査特別委員会報告	8~9
総務文教常任委員会結果報告	10
厚生建設常任委員会結果報告	10
議決結果賛否一覧	11
議員発議・編集後記	

# 議会の動き

## 河合町議会 令和7年第3回（9月）定例会

8月28日(木)	議会運営委員会	9月17日(水)	決算審査特別委員会
9月 5日(金)	議会運営委員会	9月18日(木)	決算審査特別委員会
	本会議(初日)	9月24日(水)	議会運営委員会
9月 9日(火)	一般質問		本会議(最終日)
9月10日(水)	一般質問		
9月11日(木)	総務文教常任委員会 厚生建設常任委員会		

9月定例会の傍聴者総数が82人



議会の録画配信は、  
本会議の様子も配信しております。

7月から9月までの録画配信の視聴回数は560回

議会を  
知つて!!

3月・6月・9月・12月の年4回開かれます。これを定例会と言います。この他に必要がある時に開かれる臨時会があります。

毎年5月に臨時会が開かれ、議長・副議長及び各議員がどの委員会(総務文教常任委員会・厚生建設常任委員会・議会だより編集委員会)に所属されるか等を決めます。

「ここが知りたい!!」  
各議員の

一般質問

9月9~10日

定例会

佐藤利治	議員	P3
枚本光清	議員	P3
馬場千恵子	議員	P4
大西孝幸	議員	P4
枚本貴司	議員	P5

坂本博道	議員	P5
常盤繁範	議員	P6
長谷川伸一	議員	P6
梅野美智代	議員	P7
中山義英	議員	P7



## ラーケーションについて

問 Wi-Fi機能を庁舎へ  
スマート操作相談を

答 検討された事はありますか。仕事で休みを取れないご両親が約3割仕事で、会話が少ないと大きな問題となっております。香芝市では日本年9月から3日間、来年度から5日間行います。市長は『親子で様々な体験ができるのであれば教育上も望ましいことだ』と話されています。王寺町は本年4月から導入しておりましたが情報共有しています。子どもにとっても大切な時期です。来年度から、ご両親と一緒に平日に休みが取れ、学び、過ごす時間をつくりませんか。

答 子どもが保護者等と平日に校外での体験や探究活動を自ら考え実行することが、ラーケーションです。王寺町2校では本年4月から約400件のラーケーションの活用と聞いております。未就学前児の保護者からラーケーションを採用しているのかの質問をいただいた事もあり、教育委員会と致しましても令和8年から採用とは約束できませんが、各学校、保護者と協議を重ねていきました。(教育振興部長)

(町長)

町ではタブレット端末を使い庁舎でも仕事のできる環境です。河合町では政策立案、条例改正をなぜ通信環境の整った場所でできないのか、このような環境を危惧しております。この様な状態で新しい住民を呼び込むような施策が打てるのか悩んでおります。

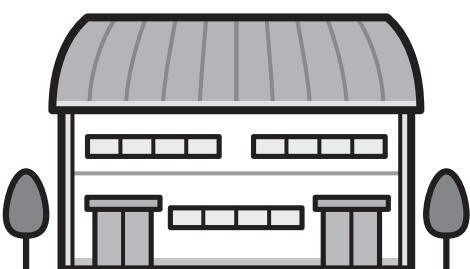
問 今年度整備している第一小学校体育館及び第二小学校体育館の空調設備について進捗状況と今後の予定は?

答 9月末に設計業務が完了し、11月上旬に工事発注、年度末完了に向けて進めている。  
(教育振興部長)



## 避難施設の充実を

問 スフィア基準である「一人当たり3.5mの専有スペースを確保」した場合第一小学校体育館、第二小学校体育館、町立公民館及び町立体育馆に避難できる最大人数は?



○ライフラインが寸断されるような南海トラフ巨大地震等を想定した場合、現在行われている工事が完了する来年3月時点でも第一小学校校舎で160人、第二小学校校舎で150人、旧第三小学校校舎で360人の方しか空調設備の整った避難所に避難できない状況である。真夏に発災してしまふと大多数の方が酷暑の中で避難生活が始まることになる。町民の皆さまの生命を守るため、令和8年度予算に各小学校の教室棟への非常用電源が各中学校体育館への空調設備の整備を盛り込む必要がある。

○公民館及び町立体育館で360人となる。  
(危機管理課長心得)



## 義務教育における 子育て支援について

問 義務教育は日本国憲法で「…無償とする」と定められています。しかし、入学時に制服や体操服、通学かばん（ランドセル）などの、負担が大きく給食費や修学旅行費、副教材、PTA会費など、『隠れ教育費』と言われている費用は数えられません。安心して子育て出来る河合町として入学時の負担軽減をすべきだと思いますがいかがお考えですか？

答 中学入学時の負担軽減として制服は冬服で大体4万5千円、夏服で1万6千8百円や体育館シユーズ等入学時には約9万円、学用品（副教材）費などで年間通して3万円程度は必要になると考えます。支援については継続的な財源の確保が必要で慎重に考えていくべき。（教育振興部長）

ホールは音響効果が優れており利用された方々からは絶賛されています。しかし34年が経過した今、多くの障個所がありその時々のメンテナンスが適切に行われていなかつたのはと言われています。まほろばホールの今後について、河合町の文化活動の方針をお示し下さい。

答 当初は定期的なメンテナンス計画が示されていましたが、途中から計画的なメンテナンスが行われず、大ホールの反響板など更新時期に修繕した設備もあつたが、大半は故障、劣化の必要に応じて最小限の修繕を行っている状況となっていました。令和7年3月の消防設備点検で非常用発電機の故障が発覚し消防から指導を受け協議を進めている。

（教育振興部長）



## 教育環境について

あつてはならない教員による盗撮事件が起きました。報道によりますと、児童たちが信頼していた先生による盗撮が行われ、教員による盗撮グループで競い合っていたとの報道がされていました。報道内容からすると、教員による盗撮グループということは、他校でも教員による盗撮行為が行われていた可能性があります。

（教育振興部長）

不登校の児童や生徒への教育環境はどうに対応されていますか。

答 学校での不登校の居場所づくりについては、各校保健室や会議室等で居場所を設け、子供の話をゆっくりと聞き、子供の心にある負担を取り除いてあげるカウンセリングマインドを大切に、子供に寄り添う指導をお願いしています。

（教育振興部長）

## 6月議会で質問しました 経過について

問 県、高田土木に要請しますとの回答でした。（不毛田川の第一樋門から第二樋門の木々の除去）

答 堤体に繁茂している雑木等の現状調査を行い、8月中旬に管理者であります奈良県、高田土木事務所に伐採の実施に関する要望書を提出したところです。

今後も計画的に河川の健全な保全に努めていただこう、引き続き協議を重ねてまいりたいと考えております。

## まほろばホールについて

問 まほろばホールは文化の拠点として1991年6月に設立され、大

まほろばホールは文化の拠点といま

いとあります。築30年以上たっており、いろんな設備が古くなつてきています。非常用発電機だけではなく、他の設備も含めてしっかりと対応してい

きたいと考

えています。

今後の対応につきましては、校長会等で服務規律について周知徹底す

るようと共に共有しているところでござ

ります。その中には、被害を未然に

（まちづくり推進部長）



すぎ もと たか し  
松本 貴司  
議員



住み慣れたまちで最期まで安心して暮らせる地域づくりについて

問 団塊の世代の方々が後期高齢者の年代に入り、ひとり暮らしや高齢夫婦だけで暮らす方々が身近に増えています。町内の医療・介護体制は整いつつありますが、特に「地域での看取り」については、住民の多くが不安を抱えていると感じます。最期まで安心して暮らせる仕組みをどう整えていくのか、住民一人ひとりの思いに寄り添った体制づくりについてお聞かせください。

答 町では「医療・介護の連携に加え、ボランティアや地域活動を支える「生活支援体制整備事業」や社会福祉協議会の「ちよい助かわい」など、身近な助け合いの仕組みを整えています。とりわけ「地域での看取り」については、診療所や介護事業所が携し在宅医療を受けやすい体制を構築し、本人の意思を尊重する「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」研修も開始。希望に沿った最期を支えられる環境づくりを進めています。さらに、交通や居場所づくり、介護保険では対応できない個別支援も計画的に推進し、「河合町に住んでよかったです」と思える福祉のまちをめざして取り組みを強化しています。

（福祉部長）

問 子どもたちが安心して遊べる公園は、子育て世代が「この町で暮らしたい」と思う大切な決め手です。草が伸びて遊びにくい、公園の遊具が古いといった声もあり、整備は待つたなしの状況です。私は、公園が整備され、子どもたちが生き生きと遊ぶ姿こそが河合町の未来を支える力であり、移住・定住を進めるうえでも欠かせないと考えていますが、町としてのお考えをお聞かせください。

答 公園などの除草は、シルバーセンターに委託して年2回実施していますが、7月から9月までの期間は熱中症対策により作業を控えていましたが、大規模改修や更新に伴う予算確保が難しい状況です。公園整備は、地域住民の暮らしやすさを高め、都市の景観形成、防災性の向上、コミュニティの形成などを通じて、移住定住を促進する上で重要な役割を果たすと考えています。

そのためには、注力しなければならない公園には、公園の価値を高めような整備や地域交流の場となるような施策を展開し、賑わいを創出したいと考えています。

（都市計画課長）

## 子育て世代に選ばれる公園・まちづくりを目指して



さく もと ひろ みち  
坂本 博道  
議員



町有地の管理について（地番「六番135-1」その後の状況）

問 昨年9月議会で、森川町長の50年以上住んでいた土地・建物について、固定資産税が払われず、公有地を不法占有していたことが、坂本の質問でわかった。家屋については、町の課税もれが明らかになり、直ちに調査課題です。遊具の補修は職員で対応していますが、大規模改修や更新に伴う予算確保が難しい状況です。公園整備は、地域住民の暮らしやすさを高め、都市の景観形成、防災性の向上、コミュニティの形成などを通じて、移住定住を促進する上で重要な役割を果たすと考えています。

そのためには、注力しなければならない公園には、公園の価値を高めような整備や地域交流の場となるような施策を展開し、賑わいを創出したいと考えています。

（総務部長）

## 企業誘致政策について

問 企業誘致の目的とリスクはどうか。町として税金の投入はどうなるか。節々でチェックが必要、状況で中止、撤退の覚悟もあるか。

答 税収と雇用の促進、定住人口の増加を目的としています。誘致事業ではあらゆる局面でリスクを伴います。町の負担を軽減するため補助金を活用したいと考えています。事業が立ち行かなくなる見込みとなつた場合は、計画を再考することも視野に入れ事業に取り組みます。

（都市計画課長）

## 国民健康保険について

問 町民でマイナ保険証未登録者5,000人は推計される。保険証にかかる国保資格確認書の交付状況はどうか。全員に交付する自治体（東京世田谷区など）もある、その準備をしてはどうか、費用はいくらいるか。来年度から「子ども子育て支援金」が国保、後期高齢者保険などから徴収され、増税になる。県、町の国保基金を活用して、負担増にならない対策の検討を。

答 国保被保険者3,132人、資格確認書対象1,005人。国保全員に交付する費用は約70万円。国が示すルールを順守する。「支援金」については、県とも会議の中で協議したが、県下で統一した金額となるため、町独自の減免は他の市町村の足並みを乱すことになるので減免は考慮られない。

（福祉部長）

問 町民でマイナ保険証未登録者5,000人は推計される。保険証にかかる国保資格確認書の交付状況はどうか。全員に交付する自治体（東京世田谷区など）もある、その準備をしてはどうか、費用はいくらいるか。来年度から「子ども子育て支援金」が国保、後期高齢者保険などから徴収され、増税になる。県、町の国保基金を活用して、負担増にならない対策の検討を。

答 固定資産税については、町の課税もれが明らかになり、直ちに調査課題です。遊具の補修は職員で対応していますが、大規模改修や更新に伴う予算確保が難しい状況です。公園整備は、地域住民の暮らしやすさを高め、都市の景観形成、防災性の向上、コミュニティの形成などを通じて、移住定住を促進する上で重要な役割を果たすと考えています。

そのためには、注力しなければならない公園には、公園の価値を高めような整備や地域交流の場となるような施策を展開し、賑わいを創出したいと考えています。

（都市計画課長）



ときわ  
常盤 繁範  
議員



令和七年度税制改正による所得税  
控除に関する見直しについて

令和七年十二月に施行される税制改正によって、所得税の基礎控除額が合計所得金額に応じて改正、最低保証額が650千円に引き上げられ、特定親族特別控除も創設されました。税収の影響を確認します。

来年度以降の税収減の見込みとその対応は。

答 令和七年度は影響なし。

令和八年度の税収減の見込額は、5,000千円弱の見込み。なお、減収分については、普通交付税の性質上、通常の算定過程におきまして、減収分相当額が交付税措置されるとなります。

(総務部長)

障害ある町民に係る公的給付と  
ひとり親家庭含む医療制度の  
所得制限について

令和七年八月一日、参議院に議員立法「障害児福祉に係る所得制限撤廃法案」が再提出されました。障害のある子どもの療育に係る経済的な負担を軽減するため、特別児童扶養手当などに関する、公的給付の所得制限撤廃措置を定めるものです。

問 近隣他町では、いくつかの制度

を条例改定で所得制限撤廃しています。賃金上昇に伴い、所得制限のラインも下がってきていています。当町でも検討できないか。

答 整合性をどう図るかも含め、政府、近隣市町村の状況見つつ、当町の財政状況も勘案しながら、議論していく部分と考えます。(福祉部長)

※障害あるお子さんのために、なるべく財産を残してあげたいと、昼夜問わずに働く父母もいらっしゃいます。よろしくお願ひします。

文化庁伝統文化親子教室予算について

文化庁伝統文化親子教室事業として、親子教室が実施されています。

問 毎年度、参加人数が増えているにも関わらず、文化庁予算は減額されています。当町で助成できませんか。答 様々な伝統文化を引き継いでもらうために、しっかりと町として対処していきたいと思います。(町長)

消火器について

各家庭の初期消火に欠くことのできない消火器について提言します。

問 各大字・自治会の防災訓練で水消火器での消火訓練で使用方法の確認済。その消火器の使用期限の確認、再充填の町内事業者紹介、消火器タイプの紹介等々、周知をすべき。

答 ご提言をいただき、消火器の必要性を再認識し、秋から冬にかけ火災が発生しやすい時期になりますので、様々な媒体を活用し、啓発を進めていきます。(危機管理課長心得)

町の公共施設の消防設備等の  
点検について

文化会館の消防法上一番重要な非常用発電機が故障、庁舎を含む公共施設の消防設備の点検や修理はどうにしていますか。

答 福祉避難所の豆山の郷の消防設備は大丈夫ですか。毎年業者委託で点検しているが、町職員が立会の下、点検していますか。

答 豆山の郷の消防設備点検、消防法に基づき有資格者が機器点検を年2回実施しています。昨年は管轄消防署から現地調査が行われました。

職員の点検の立会いはしていないが、不具合が生じている際には書面及び口頭で報告を受けています。

(福祉部長)

答 小中学校及び文化会館を含む教育施設の消防点検については、有資格者が機器点検を年2回している。町職員の立会いの下、点検は行つてないが、不具合等が確認できた場合は書面だけでなく口頭でも報告を受けています。点検結果については、点検業者から消防署へ報告されています。

(教育振興部長)



はせがわ川 伸一  
議員



問 文化会館非常用発電機の故障について、発電機の耐用年数は何年ですか。今までに修理や部品等の交換を行ったか。3月点検で故障が判明、昨年9月の点検で異常は無かつたか。

答 耐用年数は25年から30年となります。バッテリーの交換は平成21年に行っています。昨年9月の点検では不具合は出ていなかったところです。今年3月の点検では、故障しており、稼働できない状況になりました。4月に消防署から消防法の通り、稼働できることを知が来ました。

(生涯学習課長)

答 職員が点検時に立ち会うことを行つていれば、早めの対応もできたこととも考えられますので、今後については消防点検の際には、年に1回総合点検がありますので、その時に立会うことも考えておきます。

(教育振興部長)

この他に「公共交通（すな丸号）の拡充」、「防災備蓄品の購入と保管」、「ごみ袋の発注の見直し」の3点一般質問を行いました。

## 子どもの権利条例について



うめの  
梅野  
みちよ  
美智代  
議員



行っています。  
不登校、いじめ、虐待など各課で  
情報共有を図りながら連携してい  
るところです。

(教育振興部長)

問 本町において、子どもの権利を保証するための条例制定の必要性についてどのように考えていますか。  
答 子供の権利が主体として尊重され、安心して成長できる社会を実現するために子供の権利を総合的に定める法則で、その成長を支援する家庭、学校、地域社会等、大人の役割と責任でございます。

今後、条例の制定も含め検討していきたいと考えております。

(町長)

問 子供の権利侵害に対応する為の独立した相談窓口や権利擁護機関の設置は検討されていますか。  
答 不登校、いじめ、虐待等の問題において、子供の声を直接聞ける体制が十分かどうかを町はどうのように認識していますか。

問 手話言語条例の取り組みについて

答 手話言語条例制定から5年が経過しますが、町が目指す理念と新たな取り組みは考えていますか。

答 手話は言語であるとの考え方から手話通訳者窓口を設置し、また窓口での手続きがスムーズに行えるよう手話通訳者窓口を設置する等、もう者が不便を感じることのないよう様々な工夫を取り組んでいます。

(福祉部長)

問 部活動の地域移行の進捗について、現在の達成状況と今後の見通し、具体的な目標をお示し下さい。  
答 存続させる部活動に対しても教員の意識調査、河合町地域クラブ活動指導者人材バンクに登録のある指導者の現状把握、人材バンクの指導者の設置要項等の作成に取り組んでいます。

令和7年度末までに休日の部活動の地域移行の完了を目指しているところです。

(教育振興部長)

問 情操教育とは、子どもの豊かな感情や心を育てる教育の事で、絵を描いたり、音楽を聴いたりなど、学校だけでなく家庭でも学ぶ事ができますが、俳句を学ぶ事でより一層、想像力・自己表現力などの向上が期待できると言われています。素直に美しいと感じる心や、感動する心を育てる「美的情操教育」の一つとして俳句の学習を取り入れていく考えは。

答 俳句を学習に取り入れる事は、感性や想像力を育み、情操教育につながるものと考えられるため、キャリア教育の一環として学校と協議の上、検討を進めたい。

(教育振興部長)

## 中学の部活動地域移行について



なかやま  
よしひで  
義英  
議員



災害時の避難場所としての役割を担いつつ、人口減少社会に対応した公園の集約や再配置の検討が必要と考えます。

人口減少社会に対応した公園のあり方について

2014、2024年に河合町は「消滅可能性都市」の指定を受けていますが、脱却のためには、若い世代を増やす事が最も重要です。そこで佐味田川駅前の町民グラウンドに、保育所や役場の出張所・商業施設等が入った住居系のマンションを建設すれば、駅前の賑いや大幅な税収アップ、駅前のバリアフリー化等も実現できます。町の考えは。

答 都市公園法で一定の縛りはあるものの、都市機能を駅周辺の一定のエリアに集約する事は、利便性の向上も実現できます。

答 駅のバリアフリー化の促進等に加え、財政状況の改善が見込まれるので、重要な施策と考え実現に向け検討を進めたい。

(まちづくり推進部長)

## 人口減少問題に関する質問

問 令和元年度以降、人口は毎年減り続け、北葛4町の中では河合町だけが2万人を大きく下回る状況です。原因の究明と人口減少の解消に向けた今後の取組について。  
答 人口減少の大きな要因は、出生数と死亡数の差が大きいことです。対策としては、若い世代の移住・定住に向けた取り組みが必要と考えます。

(総務部長・政策調整課長)

※「消滅可能性都市」とは、2020年から2050年までの30年間で20歳～39歳までの若年女性人口の減少割合が、50%を超えると予想される自治体においては、少子化が進んで、存続できなくなる恐れのある自治体の事を言います。

(その他の質問)  
職員の夏季特別休暇を3日から6日に増やす変更、及びノーネクタイの通年化について

# 令和6年度

## 決算審査報告



① **実質収支額**は、財政運営の良し悪しを判断する1つの目安で、プラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と言います。また、翌年度繰越財源とは、予算に計上している事業費等で、年度内に事業が完了できなかつたため、翌年度に繰り越したものです。計算式は、歳入－歳出－翌年度繰越財源＝実質収支額になります。

### 決算とは

一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の歳入歳出予算に対する実績で、行政活動の結果を集約したものです。

### （1）各会計の決算状況

### 決算審査特別委員会とは

毎年度、町長が前年度の一般会計、特別会計、企業会計など、各種会計決算の認定に係る議案を議会に提出し、議会は予算が目的に沿って効果的、効率的に執行されていたかを審査します。

令和6年度 一般会計・特別会計の決算状況					
	会計名	歳入	歳出	歳入歳出差引額	翌年度への繰越財源
	一般会計	9,119,426	9,079,428	39,998	26,165
特別会計	国民健康保険	1,782,657	1,782,657	0	0
	住宅新築資金等貸付事業	2,472	1,286	1,186	0
	住宅新築資金回収管理組合	1,408	1,408	0	0
	介護保険	2,123,313	2,113,457	9,856	0
	後期高齢者医療制度	541,900	539,790	2,110	0

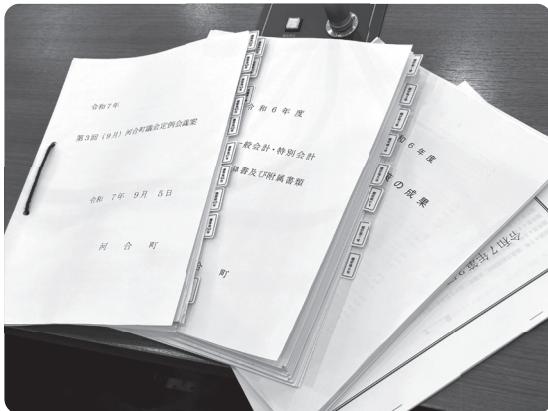
## 令和6年度 公営企業会計の決算状況

(単位:千円)

		収入	支出	収入支出 差引額
水道 事業 会計	収益的収支 (税抜)	464,009	521,252	△57,243
	資本的収支 (税込)	65,619	172,734	△107,115
下水道 事業 会計	収益的収支 (税抜)	686,205	698,674	△12,469
	資本的収支 (税込)	292,316	429,857	△137,541

## (2) 公営企業会計

地方公営企業法に基づき、特定の事業を行なうために設置される会計で、「河合町水道事業会計」「河合町下水道事業会計」があります。企業会計方式は、一般会計と異なり、「収益的収支」と「資本的収支」で構成されます。それぞれ赤字決算となりました。



## 委員長報告

9月定例議会会期中17日～18日の2日間、議長と監査委員を除く10名で、令和6年度決算認定8件の審査を行いました。認定第1号（一般会計歳入歳出決算…広報かわいご参照）、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号、第8号については賛成多数。認定第6号（水道事業会計決算）については、今年度からは奈良県広域水道企業団へ事業移管（河合町単独事業最終年度）、長年にわたる会計処理の不備により特別損失計上されており、委員会としては賛成なしで不認定となり、本会議採決でも賛成少数で不認定となりました。

※認定第6号「令和6年度河合町水道事業会計決算」、認定第8号「令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（河合町）歳入歳出決算」は、昨年度の決算までとなります。



# 総務文教常任委員会結果報告

## 議案第42号「令和7年度 河合町一般会計補正予算について」

### ○主な内容

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億416万3千円を追加し、歳入歳出予算総額を83億3,871万3千円とするものです。

歳出の主なものとしては、「史跡等の案内板設置費」に162万9千円を増額。財源は、県補助金が50%充当されます。

「物価高騰対応重点支援地方創生等事業費」においては、公立小中学校及び認定子ども園の給食食材価格高騰対策に506万5千円、すこやか育児サポート事業拡充に68万9千円、空き家対策事業拡充に250万円を増額。財源は、国庫補助金が100%充当されます。

「公債費」においては、繰上償還に伴う経費に1億9,297万7千円の増額。

歳入の主なものとしては、地方交付税において、普通交付税の額確定に伴い2,418万4千円の減額。繰入金として、財政調整基金から2億663万6千円を歳入歳出の財源調整として繰入。

### ○結果 全員賛成で可決

## 議案第47号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

# 厚生建設常任委員会報告

## 議案第43号 令和7年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について

### ○主な内容

今回の補正是令和6年度決算で118万6千円の黒字となったことから一般会計に繰り出すものです。

### ○結果 全員賛成で可決

## 議案第44号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算について

### ○主な内容

令和6年度に交付された国の介護給付費負担金、国・県の地域支援事業費等に対する交付金について、決算の結果、超過交付になったため、償還金として返還を行うものです。

### ○結果 全員賛成で可決

## 議案第45号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について

### ○主な内容

後期高齢者医療広域連合納付金を211万1千円増額するものです。

### ○結果 全員賛成で可決

## 議案第46号 令和7年度河合町下水道事業会計補正予算について

### ○主な内容

令和7年度河合町下水道事業会計補正予算（第2

### ○主な内容

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、部分休業制度の取得パターンの多様化への対応、及び職員やその配偶者が妊娠又は出産を申し出た場合等における情報提供並びに意向確認等を義務付けるため、条例の一部を改正するものです。条例は、令和7年10月1日から施行されます。

### ○結果 全員賛成で可決

## 議案第48号「河合町税条例の一部改正について」

### ○主な内容

地方税法の一部改正に伴い、特定親族特別控除制度の創設による控除額規定の追加、及び加熱式タバコの課税方式の見直しにより、条例の一部を改正するものです。

### ○結果 全員賛成で可決

## 議案第54号「河合町協働のまちづくり推進計画を定めることについて」

### ○主な内容

「河合町まちづくり自治条例推進委員会」から答申のあった計画案について、議会の議決を求めるものです。

### ○結果 全員賛成で可決

号）令和8年1月1日から下水道使用料改定に伴うシステム改修費用715万円追加補正です。

### ○結果 賛成多数で可決

## 議案第49号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について

### ○主な内容

平成15年から北葛城郡4町と御所市、大和高田市、香芝市と葛城市計8市町でし尿処理共同事業を運営しております。今回香芝市が、し尿運搬事業を脱退に伴う規約の変更です。

### ○結果 賛成多数で可決

## 議案第50号 まほろば環境衛生組合規約の変更について

### ○主な内容

10月1日よりごみ中継施設運営開始に伴い組合事務所の住所変更です。

### ○結果 全員賛成で可決

## 議案第52号 河合町道路線（佐味田48号線）の認定について

### ○主な内容

この道路は奈良県の河川管理道路となっていますが、現状としては生活道路に利用されているため、奈良県高田土木事務所と協議の上、今回町道として占用することになりました。

### ○結果 全員賛成で可決

## 全会一致で原案可決・承認・同意・了承・適任とした議案

### 令和7年第3回（9月）定例会

- ・議案第42号 令和7年度河合町一般会計補正予算について
- ・議案第43号 令和7年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- ・議案第44号 令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- ・議案第45号 令和7年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- ・議案第47号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- ・議案第48号 河合町税条例の一部改正について
- ・議案第50号 まほろば環境衛生組合規約の変更について
- ・議案第52号 河合町道路線の認定について
- ・議案第53号 財産の取得について
- ・議案第54号 河合町協働のまちづくり推進計画を定めることについて
- ・認定第1号 令和6年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第2号 令和6年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第3号 令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- ・認定第4号 令和6年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第5号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第7号 令和6年度河合町下水道事業会計決算認定について
- ・認定第8号 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（河合町）歳入歳出決算認定について
- ・同意第10号 教育委員会委員の任命について
- ・議員発議第2号 農地法の許可なく進められている農地造成を中止し、現状回復させるために、行政対応を強めることを求める決議

### 令和7年第3回（9月）定例会 議決結果賛否一覧

○…賛成 ●…反対

議案番号	議案名	議決結果										
		枚 本 貴 司	常 盤 繁 範	梅 野 智 代	佐 藤 利 治	中 山 英	坂 本 博	長 谷 川 道	枚 本 伸 一	大 西 光 清	馬 場 孝 幸	岡 田 千 恵 子
議案第46号	令和7年度河合町下水道事業会計補正予算について	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○
議案第49号	奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について	○	●	○	○	○	●	●	○	○	●	○
議案第51号	工事の請負契約について	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○
認定第1号	令和6年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	●	●	●	○	●	○
認定第2号	令和6年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○
認定第3号	令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○
認定第4号	令和6年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○
認定第5号	令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●	○
認定第6号	令和6年度河合町水道事業会計決算認定について	○	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●
認定第8号	令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（河合町）歳入歳出決算認定について	○	●	○	○	○	●	○	○	○	●	○

議長は採決に加わりません

## 【発議(議員提出議案)とは】

議会の会議において、議員が「議案」を議長に提出することをいいます。主な発議案として、「条例」、「請願・陳情」、「意見書」などがあります。

議員発議第2号 第3回(9月定例会提出)

## 農地法の許可なく進められている農地造成を中止し、現状回復させるために、行政対応を強めることを求める決議書

奈良県北葛城郡河合町の佐味田地区で、農地法4条の許可なく大規模な農地の造成行為が進められています。その一部は農地法3条に基づき、河合町の行政委員会である農業委員会が許可した区画も含まれています。

令和4年7月頃から始まった造成行為は、トンブロックを擁壁として積み上げ、埋め立てにあたっては、建設廃材のコンクリート殻、アスファルト殻、鉄筋などが埋められているのが確認されています。また、周辺住民からは粉じん、騒音の苦情も出され、健康や環境への影響が懸念されています。

この間、地元自治会の要望をふまえ、河合町、農業委員会、奈良県が連携して対応に努力された上で、「農地法違反に係る是正指導」により、造成行為の停止、現状回復を行うよう再三にわたり指導をされています。また、農地法だけでなく、「産業廃棄物処理法」「盛土規制法」「大気汚染防止法」「騒音規制法」などからの検討もされています。

しかし、現状は造成行為により、農地としての活用どころか、農地の破壊が継続、拡大され、住民のいのちと健康、環境、そして農地を守る点でも看過できない状況です。また、法律や条例に基づく公正な行政運営という点でも厳しく対応すべき時期にきています。

河合町、奈良県のこれまでの努力をふまえながら、公正な行政運営で、住民福祉の向上をはかるために、河合町佐味田地区での農地法の許可なく進められている農地造成について、下記要望します。

### 記

1. 河合町におかれましては、農地法の許可なく進められている農地造成の中止、原状回復のために、奈良県との連携を強めるとともに、町の行政委員会である農業委員会の農地法3条に基づく許可の取消しを含め、町として主体性を持って公正な行政運営を進めること。
2. 奈良県におかれましては、農地法の許可なく進められている農地造成の中止、原状回復のために、法にもとづき、公正な行政運営を進めること。

令和7年9月24日  
奈良県北葛城郡河合町議会

### 編集後記

秋も深まり、木々の彩りが美しい季節となりました。

町民の皆さんに議会の活動を身近に感じていただけるよう議会との懸け橋となれば幸いです。

今後もわかりやすい情報発信に努めてまいります。

どうぞ皆さまの声をお聞かせください。

副委員長 梅野美智代



### 問い合わせ 河合町議会事務局

電話：0745-57-0200 (内線 311) FAX：0745-57-1711  
メール：gikai@town.kawai.nara.jp

次の議会は12月定例会を予定しています。

詳しい日程は、決定したホームページに掲載いたします。

河合町議会公式  
ホームページから  
ご覧いただけます

